中部広域市町村圏事務組合

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等における集団指導及び実地指導基本方針

1 基本方針

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。 以下「総合支援法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき指定を受けた 障害福祉サービス事業者等に対し、制度の円滑かつ適正な運営と法令等に基づく適正な事業 運営を確保する観点に立ち、事業運営の適正化と透明性の確保、利用者保護及び利用者の視 点に立った障害福祉サービス等の提供並びに質の向上を図ることに主眼を置いて集団指導及 び実地指導(以下「指導検査等」という。)を実施する。

なお、実施にあたっては、関係市町村と連携し、指導検査等体制の一層の充実・強化を図る。

2 指導検査等の対象事業者

関係市町村で事業を実施している事業者及び関係市町村へ自立支援給付費及び障害児通 所支援給付費等(以下、「自立支援給付費等」という。)の支払いを受ける事業者等で下記の各 号に掲げる者とする。

(1) 総合支援法

指定障害福祉サービス事業者(自立支援医療、療養介護、基準該当療養介護医療、補装 具及び高額障害福祉サービス費に係るものを除く。)、指定障害者支援施設、指定一般相 談支援事業者、指定特定相談支援事業者、地域生活支援事業

(2) 児童福祉法

指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者

3 指導の重点項目

- (1) 個別支援計画(平 18 厚令 171 第 58 条ほか)
 - サービス管理責任者が計画を作成しているか
 - モニタリングを行い、記録を作成、保管しているか
 - アセスメントを面談により行い、記録を作成、保管しているか
 - サービス等利用計画とリンクし、自立に向け着実にステップアップしているか
 - 計画原案を作成、保管しているか
 - 計画原案の内容を会議において検討しているか
 - 計画原案の内容について利用者又はその家族に説明し、同意を得ているかなど一連の流れを確認する。

(2) 事業運営の適正化と透明性の確保

- 自立支援給付費等に係る費用等の請求が適正に請求されているか。
- 県へ提出・報告等した書類の整合性がとれているか。
- 人員配置基準に定める職員の資格及び員数を満たしているか。(平18厚令171第78条,平18厚令171第66条ほか)

- 利用者負担が適正に徴収されているか。
- 利用者との契約手続きが適正に行われいるか。
- 有資格者により提供すべきサービスが、無資格者により提供されていないか。
- 事業者ごとに経理を区分するとともに、サービスごとに会計を区分しているか。
- 管理者が従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、 従業者に指定基準を遵守させているか。
- 運営規程、決算書類等の利用者のサービス選択に資する情報を提供しているか。

(3) 利用者保護とサービスの質の確保

- 利用者に対し、虐待行為や身体拘束などを行っていないか。 また、利用者の人権の 擁護、虐待防止のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者 に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。
- 非常災害時の対応について、具体的な防災計画を立てるとともに、関係機関への通報・連携体制の確保、実効性のある避難・救出訓練の実施等の対策をとっているか。
- 苦情、事故、感染症及び食中毒が発生した場合、適切な対応が取られているか。
- サービス提供を開始するに当たり、内容及び手続の説明並びに同意(個人情報の利用を含む。)が適切に行われているか。

4 実施計画

(1) 実施形態

ア実地指導

①実施方法

原則として、事業者ごとに日程等を指定し、原則事業所等に赴き、実地において実施する。

なお、実地指導を効率的かつ効果的なものとするため、必要に応じて、別に指定する場所において実施することができる。

新型コロナウイルス感染症拡大防止等による緊急事態宣言等の発令の場合の対応 は別で定めることとする。

②実施単位

事業、施設又は法人等を単位として実施する。

③実施体制

1実施体制当たり、2人以上の職員をもって編成し、うち一人は係長級以上とする。

④実施通知

指定障害福祉サービス事業者等における集団指導及び実地指導に関する実施要綱(以下、「実施要綱」という。)第6条第2項の(ア)の規定に基づき通知する。

⑤日程及び対象

具体的な対象事業者等は、年度当初に決定し、日程については実施要綱第6条第2項(ア)に基づき通知する。その際、県における指導検査計画を考慮する。

イ 集団指導 沖縄県の集団指導の対応方法に準じて行う。

(2) 全体計画の作成時期

当該指導検査等を実施する年度の4月末までに策定する。

なお、県の実地指導の日程が毎年5月ごろに確定するため、原則、県と重複する事業者 等は中部広域市町村圏事務組合では実施しない。

また、令和3年度に実施予定であった事業者や延期となっている事業者については令 和4年度に実施する。

(3) 選定方針

選定時点原則として、令和4年4月1日時点で現存する事業者等とするが、当該データの集計に時間を要するため、同年3月1日現在のデータを使用する。ただし、年度途中に指定を受けた事業者については、必要があると認められた場合、実地指導の対象とする。

選定方法

実地指導

- a 事業開始後実地指導を実施していない事業者等
- b 相当の期間にわたって、県等の実地指導等を実施していない事業者等
- c 過去の実地指導において、指摘事項の改善が図られていない事業者等
- d 過去の実地指導において、指摘事項の改善状況の確認が必要な場合など、継続 的に指導することが必要と認められる事業者等
- e 苦情・告発等が多く寄せられている事業者等、又は苦情・告発等の内容から運営 上の問題を有することが疑われる事業者等
- f その他実地指導が必要と判断される事業者等

5 関係市町村への通知等

実地指導の結果、次のいずれかに該当した場合は、速やかに関係市町村へ通知する。

- (1) 正当な理由がなく、実地指導を拒否したとき。
- (2) 実地指導の結果、指定障害福祉サービス事業者等のサービス内容が不当である場合
- (3) 実地指導の結果、自立支援給付費等に係る費用等の請求等の経理面に不正等が疑われる場合
- (4) 実地指導の結果、事業運営に重大な支障が生じていることを疑うに足りる場合等

6 関係市町村等との連携

県及び関係市町村等とともに、障害福祉サービス事業等の適正化について、効率的かつ効果的に連携を図る。